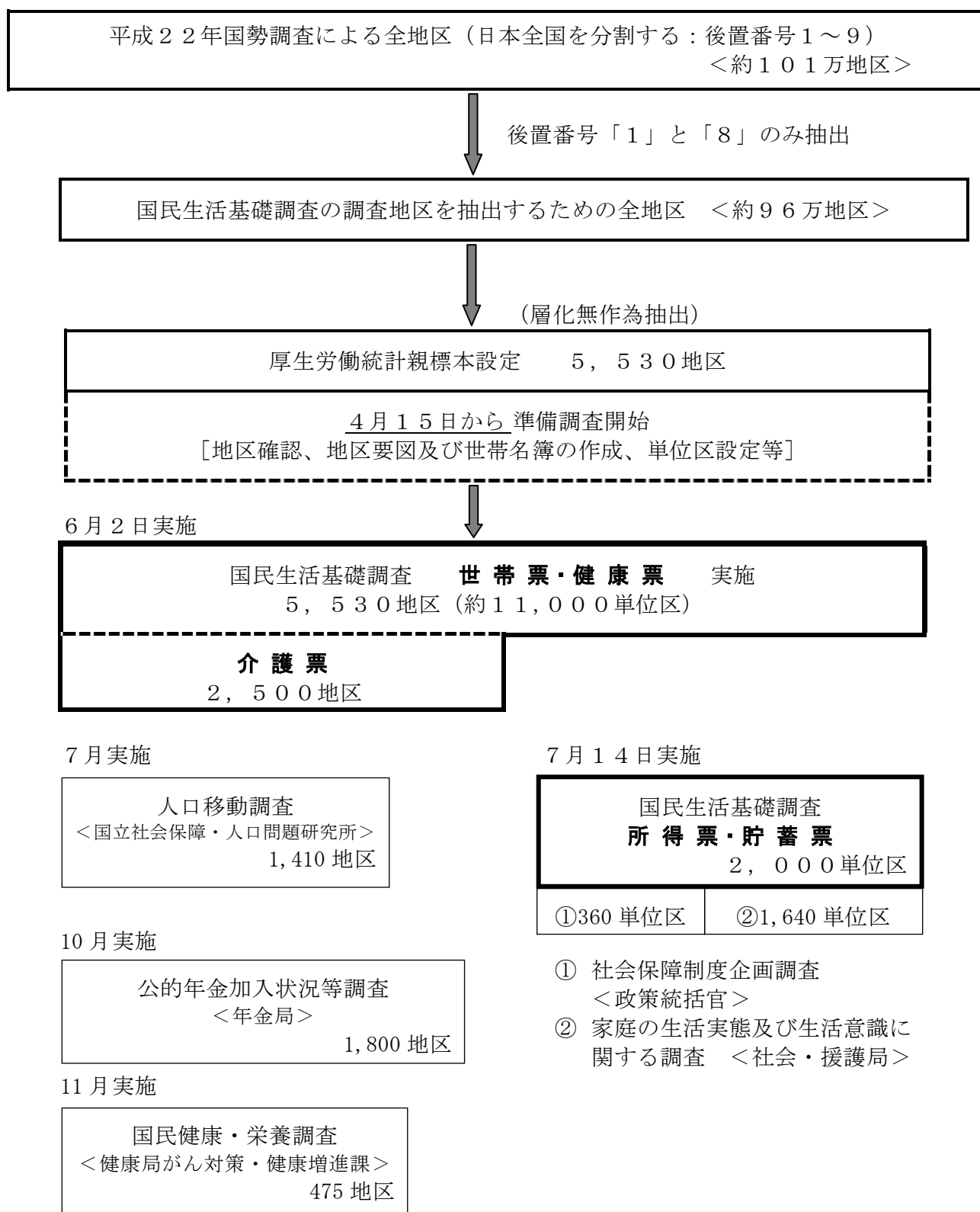


平成 28 年調査の体系

(資料 8 の参考資料 2)

平成 28 年の 6 月と 7 月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり予定されている。



注) 1 後置番号「1」：一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）。

2 後置番号「8」：おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域。

